

滋 会 計 第 701 号
令和3年(2021年)11月1日

滋賀県契約審議会会長 様

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県が締結する契約に関する条例第6条第1項の規定による取組
方針の策定について（諮問）

滋賀県が締結する契約に関する条例第3条に規定する基本理念にのっとり県の契約の推進を図るための取組に関する方針（取組方針）を、同条例第6条第1項の規定により策定するにあたり、同条第3項の規定により貴審議会の意見を求めます。